

公共工事建設発生土の民間受入に関する試行要領

(目的)

第1条 この試行要領は、福島県土木部が発注する公共工事の建設発生土（以下「建設発生土」という。）のうち、現場内利用や他の工事等への活用が出来ない建設発生土について、試行的に民間が設置・運営・管理する受入地へ建設発生土を有償で処理し、適切で安全な建設発生土の処理、円滑な公共工事の執行に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 民間受入地 民間が設置・運営・管理する受入地（採石場跡地又は砂利採取場跡地に限る）で、県に登録し、建設発生土を有償で処理する受入地
- (2) 事業者 民間受入地を設置・運営・管理する者
- (3) 受入費 当該民間受入地で建設発生土1m³当たりの処理に要する費用
- (4) 受注者 福島県土木部が発注した公共工事を受注した者

(民間受入地の登録条件)

第3条 民間受入地として登録を受けるための条件は、次に掲げる（1）～（7）の全ての要件に該当すること。

- (1) 採石法又は砂利採取法に係る採取計画の認可を受けていること。
- (2) 県で定める誓約書を提出すること。
- (3) 民間受入地まで大型（10t）ダンプの走行が可能であること。
- (4) 事業者が所有している又は所有者が受け入れについて同意した土地であること。
- (5) 受入費が適正であること。
- (6) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- (7) 民間受入地として、地元の理解が得られていること。

(事業者の資格要件)

第4条 事業者（協同組合、協会、共同企業体の場合は、構成する全ての個人・法人を含む）は、次に掲げる（1）～（3）の全ての要件に該当すること。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。
 - イ 採石法（昭和25年法律第291号）第32条に規定する採石業者の登録を受けていること。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て及び

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）

- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定する暴力団及び暴力団関係者との関係がないこと。

（民間受入地の登録申請）

第5条 事業者は、技術管理課長へ以下の書類を1部提出すること。

- (1) 民間受入地の登録申請書（様式－1）
- (2) 民間受入地実施状況書（様式－2）

記載内容は、①から⑩のとおり

- ① 図面（無い場合は、概要図等でも可とする。）
 - a 位置図（別添）
 - b 計画平面図（別添）
 - c 計画横断図（別添）
 - d 構造図（別添）
 - e 建設発生土運搬経路図（別添）【幹線道路から受入地まで】
- ② 現況写真（別添）
- ③ 受入予定期間
- ④ 受入目的
- ⑤ 全体計画土量（盛土、埋戻し）
- ⑥ 土地の権利等に関する書面（公図、要約書、借地の場合は借地契約書等）の写し
- ⑦ 採石法又は砂利採取法に係る採取計画の認可書の写し
- ⑧ 民間受入地受入条件
 - a 受入可能日、時間帯
 - b 受入対象土（土質区分基準等）（表－1を参照）
 - c 受入費（消費税抜き）
 - d 受入地利用者の遵守事項及び利用手順
 - e その他
- ⑨ 受入土量確認方法
- ⑩ 誓約書（様式－3）
- ⑪ 地元の理解を得たことが分かる資料（任意様式）
- ⑫ その他、技術管理課長が民間受入地の審査に必要と認める資料

（民間受入地の審査）

第6条 技術管理課長は、前条の書類の提出があった場合、書類の確認と現地調査を行う。

- 2 技術管理課長は、前項の確認及び現地調査終了後、第3条及び第4条に規定する登録条件等について審査する。

(民間受入地の登録)

第7条 技術管理課長は、前条第2項による審査及び第10条第1項の協議により、民間受入地とすることが適当と認めた場合には、民間受入地として登録を行う。

- 2 受入予定期間は、採石法又は砂利採取法における採取計画の認可期間内とする。
- 3 技術管理課長は、前項で登録する場合、様式-4-1により事業者、様式-4-2により県土木部発注機関へ通知する。
- 4 技術管理課長は、民間受入地として登録しない場合、様式-5を申請者へ通知する。

(民間受入地の空き容量の報告)

第8条 事業者は、年度毎に空き容量を、様式-6により技術管理課長に報告すること。ただし、技術管理課長が求めた場合、事業者はその時点の空き容量を報告すること。

(受け入れ土量の確認)

第9条 事業者は、建設発生土を受け入れた場合、様式-7により受け入れた最終土量の受入証明書を発行すること。

- 2 受注者は、事業者が発行する受入証明書を完成図書に添付し、提出すること。また、民間受入地の計量システム等から発行される明細書(民間受入地が、計量システム等から明細書等を発行していない場合は、これに代わる資料)を完成検査、及び、施工中に監督員から提示を求めた場合は速やかに提示しなければならない。

(民間受入地の受入費)

第10条 技術管理課長は、事業者が申請時に受入条件として計上している受入費を確認し、様式-8-1により事業者と協議の上、決定する。

- 2 事業者は、受入費を改定したい場合、様式-8-2により技術管理課長と協議する。
- 3 技術管理課長は、前項により受入費を改定した場合、様式-9により県土木部発注機関へ通知する。

(民間受入地の登録の解除)

第11条 技術管理課長は、事業者から登録解除の申し出があった場合は、当該民間受入地の登録を解除する。

- 2 事業者は、民間受入地の登録を解除したい場合、解除する3か月前までに技術管理課長へ様式-10を1部提出すること。
- 3 技術管理課長は、民間受入地の登録が解除された場合、様式-11により事業者、様式-12により県土木部発注機関へ通知する。

(民間受入地の登録の取消し)

第12条 技術管理課長は、民間受入地の登録後、次の事実が判明した場合には、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 諸法令に違反した場合
- (3) 事業者が倒産・廃業した場合

2 技術管理課長は、前項により取り消す場合、様式-13により事業者、様式-14により県土木部発注機関へ通知する。

(その他)

第13条 登録及び登録後にかかる提出書類等の経費については、すべて事業者負担とする。

- 2 建設発生土の受入れは、民間受入地に登録されても確約するものではない。
- 3 本試行要領に定めのない事項で疑義が生じた場合には、事業者と技術管理課長との協議によるものとする。

(試行要領の見直し)

第14条 本試行要領は、必要に応じて見直しを行なうものとする。

- 2 技術管理課長は、本試行要領を終了する場合、3か月前までに登録中の事業者へ通知を行う。

附 則

- 1 この試行要領は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この試行要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に登録された民間受入地は、なお従前の例による。

表 - 1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2),3),4)}	コーン 指数 qc ^{*5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^(6),7)		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn (%)	掘削方法
第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずるもの	第1種		礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	-	* 排水に考慮するが降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 * 水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土 ^{*8)}		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}	-	
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	第2a種	800以上	人工材料	改良土{ }	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫{GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの	第3a種	400以上	人工材料	改良土{ }	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準ずるもの (第3種発生土を除く)	第4a種	200以上	人工材料	改良土{ }	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
	第4種改良土		有機質土	有機質土{O}	40~80%程度	
(泥土) ^{*1),9)}	泥土 a	200未満	人工材料	改良土{ }	-	
	泥土 b		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
	泥土 c		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
		有機質土	有機質土{O}	80%程度以上		
		高有機質土	高有機質土{Pt}	-		

* 1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令 59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令 60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

* 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

* 3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し科学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数 400 kN/m² 以上の性状に改良したものである。

* 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

* 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数。

* 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

* 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75 mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

* 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

* 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和 46 年 10 月 16 日 環整 43 環境庁通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成 13 年 6 月 1 日 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。